



2022年2月18日

各 位

会社名 協立エアテック株式会社
代表者名 代表取締役社長 久野 幸男
(コード番号：5997 JASDAQ)
問合せ先 管理本部 参事 中村 茂紀
電話番号 092-947-6101

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年2月18日開催の取締役会において、2022年3月29日開催予定の第51回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定および「会社法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」(令和3年12月17日政令第334号)が公布され、2022年9月1日に施行されます。これに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定および書面交付請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

[下線部分は変更箇所を示しております]

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p><新設></p>	<p><削除></p> <p>(電子提供制度等)</p> <p>第15条 <u>当社は、株主総会参考書類等の内容である情報について、株主が電磁的方法により提供を受けることができる措置をとるものとする。</u></p>

<p><新設></p>	<p><u>2. 会社は、前条の措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部については、基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しない。</u></p> <p>附則 <u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u></p> <p><u>1. 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第15条(電子提供措置等)の新設は会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という。)から効力を生じるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前条の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
-------------------	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日
定款変更の効力発生予定日

2022年3月29日(火曜日)
2022年3月29日(火曜日)

以上